

石巻市監査委員告示第14号

平成28年11月16日付け石巻市監査委員告示第13号で公表した教育委員会の定期監査結果報告について、石巻市教育委員会教育長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成28年12月22日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 渡 辺 拓 朗

石教総第275号
平成28年12月16日

石巻市監査委員 柴山耕一 殿
石巻市監査委員 矢川昌宏 殿
石巻市監査委員 渡辺拓朗 殿

石巻市教育委員会教育長 境直彦

監査結果に係る措置について（通知）

平成28年11月16日付け石監第12号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

1 平成25年度の定期監査において指導したにもかかわらず、改善が見られない事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>1 契約書の記載事項について （学校管理課（河南学校給食センター）） 次のとおり契約書記載事項に不備があったので、記載事項の見直しを行うこと。</p> <p>(1) ボイラー保守点検業務委託契約において、契約条項に履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息の記載がなかった。</p> <p>(2) 油脂分離槽維持管理業務委託契約において、契約条項に検査に関する記載がなかった。</p>	<p>1 契約書の記載事項について （学校管理課（河南学校給食センター）） 指摘を受けた事項につきましては、平成25年度の定期監査において指導を受けた内容が改善されているか十分に確認しないまま前年度の契約書に倣って契約締結を行ってしまったものです。</p> <p>今後は、契約担当課の指導を仰ぎながら、適正な契約書の作成に努めてまいります。</p>
<p>2 明細書の添付について （生涯学習課（島の楽校）） 前回の定期監査において、島の楽校消防用設備保守点検業務委託契約に係る見積依頼書に添付されていた点検設備等を記載した「仕様書」とその詳細（内訳及び数量）を記載した「明細書」とで点検設備の項目に相違が見受けられた</p>	<p>2 明細書の添付について （生涯学習課（島の楽校）） 前回の定期監査において、島の楽校消防用設備保守点検業務委託契約に係る「仕様書」と「明細書」の内容に相違があるとの指導を受け、内容を精査したところ、「仕様書」の中に実際には施設に設置されていない消防用設備を誤って記載</p>

<p>ことから指導した。</p> <p>しかしながら、今回の定期監査において、点検項目の詳細を記載した「明細書」が添付されていなかった。</p> <p>業務内容や履行を確認する上で必要な書類であることから、明細書を作成し添付すること。</p>	<p>していました。</p> <p>維持管理する施設の設備等を正確に把握するとともに、委託する業務内容や履行後の確認をする上で重要な書類であることを再認識し、「仕様書」とその詳細を記載した「明細書」の添付を徹底いたします。</p> <p>今後は、厳正な事務処理を行うとともに、複数の職員による確認を行い、再発防止に努めてまいります。</p>
<p>3 不適正な文書事務について (牡鹿公民館)</p> <p>次のとおり不適正な文書事務が行われていたので、教育委員会文書取扱規程等に基づき適正に処理すること。</p> <p>(1) 補助金の額の確定通知に契印が押印されていたが、当該文書は一般の通知文書であるため契印は不要である。</p> <p>(2) 文書収発簿において、処理経過の記載漏れが見受けられた。</p>	<p>3 不適正な文書事務について (牡鹿公民館)</p> <p>今回指摘のありました不適正な文書事務につきましては、教育委員会文書取扱規程等に基づき、次のとおり適正に処理を行ってまいります。</p> <p>(1) 補助金交付申請から交付決定までの一連の事務取扱を再認識するとともに、円滑適正に処理するよう常に細心の注意を払って処理を行ってまいります。</p> <p>(2) 公文書等の収発につきましては、改めて職員に教育委員会文書取扱規程等を周知徹底させるとともに、適切な事務処理に努めてまいります。</p>

2 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>1 自動販売機に係る電気料の算定誤りについて （体育振興課（追波川河川運動公園管理事務所））</p> <p>設置を許可している自動販売機に係る電気料（実費徴収）について算定を誤り、次のとおり過少に徴収していたので、公有財産貸付料等算定基準に基づき適正に算定されたい。</p> <p>（内容） 誤徴収額・・・43,248 円 正徴収額・・・44,680 円 過少徴収額・・・1,432 円</p>	<p>1 自動販売機に係る電気料の算定誤りについて （体育振興課（追波川河川運動公園管理事務所））</p> <p>今回指摘のありました4月から7月分の過少徴収額 1,432 円及び同様の算定方法により請求しました8月分 526 円、合わせて 1,958 円につきましては、現在、使用者に対し過少分の納入手続を行い、使用者 4 者中、3 者については納入済みであり、1 者については、年内に納入予定となっております。</p> <p>また、9 月分からは適正な計算方法により電気料を算定し請求しております。</p> <p>今後は、再発防止に向けて公有財産貸付料等算定基準等の関係法令の確認を徹底し、複数の職員による確認を行うなど、事務処理のチェック機能が適正に働くよう体制の確保を図ってまいります。</p>
<p>2 行政財産目的外使用料及び電気料の算定誤りについて （体育振興課（にっこりサンパーク））</p> <p>行政財産目的外使用許可事務において、使用料及び電気料（実費徴収）の算定を誤り、次のとおり過大又は過少に徴収していた。</p> <p>行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び公有財産貸付料等算定基準に基づき適正に算定されたい。</p> <p>なお、平成25年度の定期監査においても自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料の算定誤りについて指摘し</p>	<p>2 行政財産目的外使用料及び電気料の算定誤りについて （体育振興課（にっこりサンパーク））</p> <p>(1) 携帯電話・PHS 基地局設置に係る使用料の適用を誤り適正に事務処理を行わなかったことにより生じた行政財産目的外使用料の算定誤りです。</p> <p>今回指摘のありました過少徴収分 154 円につきましては、12 月 7 日に収入済みです。</p> <p>(2) 残耐用年数／耐用年数、公有財産貸付料等算定基準の算定率（建物分）の適用を適正に行わなかったことに</p>

<p>ているところであり、改善を強く求める。</p> <p>(内容)</p> <p>(1) 携帯電話無線基地局設置に係る行政財産目的外使用料 誤徴収額 1,346 円 正徴収額 1,500 円 過少徴収額 154 円</p> <p>(2) 自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料 誤徴収額 7,849 円 正徴収額 7,673 円 過大徴収額 176 円</p> <p>(3) 携帯電話無線基地局に係る電気料 誤徴収額 37,147 円 正徴収額 24,808 円 過大徴収額 12,339 円</p> <p>(4) 自動販売機に係る電気料 誤徴収額 21,458 円 正徴収額 14,344 円 過大徴収額 7,114 円</p>	<p>より生じた行政財産目的外使用料の算定誤りです。</p> <p>今回指摘のありました過大徴収額 176 円につきましては、12 月 14 日に使用者に還付済みです。</p> <p>(3) 電気使用料算定に当たり業務用電力電力量料金、燃料費調整単価表の適用を誤り適正に事務処理を行わなかったことにより生じた電気使用料の算定誤りです。</p> <p>今回指摘のありました過大徴収額 12,339 円につきましては、11 月 9 日に使用者へ還付済みです。</p> <p>(4) 電気使用料算定に当たり業務用電力電力量料金、燃料費調整単価表の適用を誤り適正に事務処理を行わなかったことにより生じた電気使用料の算定誤りです。</p> <p>今回指摘のありました過大徴収額 7,114 円につきましては、11 月 10 日に使用者へ還付済みです。</p> <p>今後は、再発防止に向けて公有財産貸付料等算定基準等の関係法令、電気料金、燃料費調整単価等の確認を徹底し、複数の職員による確認を行うなど、事務処理のチェック機能が適正に働くよう体制の確保を図ってまいります。</p>
---	--